

### 〈史料紹介〉

## 東寺百合文書における防長関係史料

百 田 昌 夫

東寺百合文書は、京都市南区九条町にある東寺（教王護国寺）の宝蔵で永年叢蔵されてきた約二万点の文書である。これが文化財保護の目的で京都府によって購入され、京都府立総合資料館に移管されたのは一九六七年のことであったが、そのご同館古文書課（のち歴史資料課）において整理が進められた結果、現在では、「東寺百合文書目録第一～第五」（一九七六年刊、以下「百合目録」と略記）にもとづいて、原本が公開閲覧に供されるだけなく、写真版による閲覧も可能な体制がとら

れている。なお、同文書は、一九八〇、八一年に国の重要文化財に指定され（東寺百合文書二四、〇一四通リ三、八五八卷一、一七二冊六帖六七幅一三、六四七通、東寺觀智院伝來文書典籍類七九通リ二九卷六冊二帖一二通）、現在も引き継ぎ修理が実施されつつある。

ところで、この文書のうち、防長の地域に関する史料としては、東寺領周防國美和庄兼行方（現在の熊毛郡大和町大字三輪、田布施町大字宿井周辺）に関するもの、及び大内義興の山城国守護在任<sup>②</sup>（永正五～五年、一五

○八～一八）に関するもののふたつが、主なる構成要素である。このことは既に周知のこととて、戦前の山口県史編纂所（一九三七～四五）においても稿本「東寺百合文書」<sup>③</sup>が作成されている。ただし、この稿本作成は、完結以前に中断せられたものの如くで、百合の文書のうち、「い」「ほ」「へ」「ち」「り」「る」「ミ」の各函より、三〇通ほどが収載されるにとどまる。

ここでは、「百合目録」の文書名に表現された地名と人名に依拠して、防長関係の史料を検索し、その編年目録化を試みた。したがつて、つぎのような史料の場合は、検索の対象とすることはできていない。他日の精査を必要とするところである。

○防長関係の地名・人名が文書名としては表現されない場合

（事例）貞治4・6月日東寺雜掌申状案、康暦元・6月日東寺雜掌頼勝申状案（最勝光院説定引付所引）など

○「百合目録」収録外の東寺旧蔵諸家所有文書の場合

以下、項目ごとの記載は、つぎの事項のうち、該当のものとする（2）～（4）、（9）、（11）は「百合目録」による。

- (1)編年番号 (2)文書作成年月日 (3)文書名 (4)料紙の紙質（宿紙等の場合）、形式（堅紙以外の場合）、欠損、寸法 (5)紙数 (6)端裏書、端書、奥書 (7)差出→充所（または書出） (8)封紙ウワ書、切封帯、封墨引 (9)函別文書番号 (10)料、固、闕（それぞれ、「大日本史料」、「大日本古文書」、旧山口県史編纂所稿本「東寺百合文書」での收載の場合） (11)※（「百合目録」での新史料の場合）

註① (1)御園生翁甫「防長地名測鑑」（一九三一年、増補版一九七四）、(2)清水正健「莊園志料」（一九三三）、(3)田村哲夫「防長庄園の地域的考察（前編）」（山口県文書館研究紀要二、一九七三）、(4)奈良本辰也・三坂圭治「山口県の地名」（一九八〇）、(5)國守進「大和町史第三編中世」（一九八三）など参照。

註② (1)広永達夫「大内義興の山城守護に就いて」（防長文化二一一、一九三八）、(2)今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護付所司代・守護代・郡代補任沿革考証稿（下）」

（事例）康応元年兼行方年貢運送注文（京都大学所蔵教王護国寺文書）、応安6・8・10周防国美和庄兼行方文書案（国立国会図書館本東寺百合古文書九十九）など。検索の作業としては、たとえば、貞和5・6・29周防国・美和庄・兼行方文書案のうち「暦応4・11・21足利直義裁許状案（㉙）」から、その日付により、「暦応4・11・21足利直義裁許状（十五）」を索引するなどの手順をとった。また、目録の編成は、複数の正文・案文のある場合、正文を立項させる（たとえば（十五））とともに、案文も「」で併記する（〔十五〕A、〔十五〕B、〔十五〕C）、また、連券・書継案文中の個々の文書は、それぞれ個々の文書としても重出立項させる（たとえば（7）と（1）、（6））とともに、原文書は「」で指示する（〔1〕〔7〕〔1〕、〔6〕〔7〕〔1〕）こととした。この単純な作業の結果、煩鎖な体裁となつたが、正文と案文、案文と案文のつながりを無視せぬ意図からの一案である。なお、付載しえた花押には一連番号を与えて指示し、また、私扱には「」を付した。

（「京都市史編さん通信」七四、一九七五）、「京都便覧山城守護」（「京都の歴史」10、一九七六）など参考。後掲⑫～⑯については（2）の援用に負うところが多い。  
 ③ 山口県文書館架蔵（請求番号－県史一一九四）。「王政復古七十年記念」山口県史編纂所用箋三五丁に筆写されている。  
 ④ 「い」「り」の一七通と、「む」「ミ」の一三通などで筆跡が異なり、前者は、「大日本古文書 東寺文書」一四（一九二一～三九年刊）に掲げたものと見しい。ただし、現状では、函順でなく、ほぼ年代順に編綴されている。訳は、後掲④、⑤、⑤A、⑨、⑩、〔十五〕B、〔三〕、〔三〕、〔七〕、〔七〕、〔八〕のほか、つぎの一六通である。  
 安貞2・8・5修明門院处分状案（周防国東荷庄云々）  
 文永2・7・9後深草上皇院宣案（周防国秋穂二鷲庄云々）  
 正和3・7・3春宮尊治親王令旨案  
 元徳2・正・28後醍醐天皇綸旨案（備中國新見庄為周防國美和庄替云々）  
 // 2・2・3凡僧別當尋忠施行状案（東南院備中國新見庄為周防國美和庄替云々）  
 (元徳2)12・26興福寺東北院覺円書状（美和庄云々）  
 り一九三

東寺百合文書における防長関係史料（百田）

四二一

- 建武 3・9・15 東寺長者御教書案 る二八〔〕  
 康永 2・5・10 安富行長書状案 る二八〔〕  
 觀応 3・7・4 室町幕府引付頭人奉書案 る二八〔四〕  
 康暦 2・2・24 室町幕府御教書〔大内介人道云々〕  
 応仁元 6・21 斯波義廉下知状 り一〇〇  
 文明 2年廿一日方評定引付 7月13日条 (政弘) 大内殿ヨリ  
 文明 5年廿一日方評定引付 7月21日条 (政弘) 大内殿工 い一一  
 云々 ち一九  
 (欠年) 12・12 河野通春卷数返事 り一九一  
 (欠年月日) 最勝光院領被物月宛注文 (美和云々)  
 (欠年月日) 廿一日方正文々書目録 (周防出雲両国段  
 錢御教書云々) へ二三九  
 ( ) 廿一日方正文々書目録 (周防出雲両国段  
 錢御教書云々) へ二三九  
 ( ) 大日本史料 第六編之二十五 (一九三一)、八七〇  
 頁所収。便宜上、(32)として後掲。  
 ( ) 註①の(1)、(4)所引。  
 ( ) 註①の(5)所引。  
 ( ) 大日本史料 第六編之三十九 (一九八三)、二一四  
 頁所引。  
 ① [徳治 3・4・19] 後宇多上皇院宣案 [元徳 2・正・28 春日社領周防国美和庄文書案] = ⑦ウ三〇〔〕 「権右中弁判」 → 「謹上 東北院法印御房」  
 ① A貞治 3・12・4 周防国美和庄兼行方文書案 = ③け二〔〕は追而書部分の案文  
 ② [正中 2・3月日] 最勝光院領庄園目録抄 [貞治 3・12・4 (前出)] = ③け二〔〕  
 ③ [、 3・3・18] 太政官牒抄 [貞治 3・12・4 (前出)] = ③け二〔〕  
 ④ [嘉暦 3・10・11] 後伏見上皇院宣案 [貞治 3・12・4 周防国美和庄兼行方文書案] = ⑨る二七〔〕  
 師法印御房  
 ④ A正慶 2・2・22 最勝光院執務職等文書案 = 九・一×四五・一 1紙 ( ) も案文 イ一九〔〕  
 ⑤ タ 3・10・20 北条守時請文案 (この文書の奥に正中 2・3月日付最勝光院領庄園目録 (同上案) = ゆ一・二九・三×四〇五・七 10紙) の周防国美和庄に関する抜書がある。二九・七×四〇・九 1紙 「相模守時裏判」 充所ナシ (書出) 最勝光院執務職并周防国美和庄事  
 ⑤ A貞治 3・12・4 (前出) 四〇る二七〔〕も案文  
 ⑥ [元徳 2・正・28] 後醍醐天皇倫旨案 [元徳 2・正・28 (前出)] = ⑦ウ三〇〔〕 「中宮亮判」 → 「謹上 東北院僧正御房」  
 ⑦ タ 2・正・28 春日社領周防国美和庄文書案 [徳治 3・4・19 (1) 三三・五×五三・六 1紙] (元徳 2・正・28  
 ⑥ 三三・六×五一・一 1紙 (端裏書) 「宣案」 ウ三〇〔〕 (元徳 2・正・28  
 正慶 2・2・19 景光周防国美和庄兼行方所務職請文 三三・一×五・一 1紙 (端裏書) 「」 「景光(花押 33)」 充所ナシ (書出) 請申 / 最勝光院御領周防国美和庄内兼行 / 方当年所務職事 (御年貢并色々雜物等国斗定四十石) レ二九  
 ⑧ A貞治 3・12・4 (前出) 五〇け一〔〕五は案文  
 ⑨ タ 2・2・22 後伏見上皇院宣案 [貞治 3・12・4 (前出)] = ⑩る二七〔〕  
 寺長者僧正房  
 ⑩ A正慶 2・2・22 最勝光院執務職等文書案 = 九・一×四五・一 1紙 ( ) も案文  
 (建武 3・9・8) 光嚴上皇院宣案 [貞治 3・12・4 (前出)] = ⑩る二七〔〕 「隆蔭」 → 「謹上 東寺長者僧正房」  
 東寺百合文書における防長関係史料 (百田)

東寺百合文書における防長関係史料（百田）

四四

- (10) A 建武 3. 12. 8 最勝光院文書案(三七・八×四一・〇) (端書)「曾我七郎左衛門尉時長請文」 「時長在判」 充所ナシ (書出)「請申 最勝光院御領周防国美和庄内兼行／方預所職事(御奉書)二通之内一通ヲ遣国不<口>之」 (以下墨抹)」 = (31)け二(八)は案文

(11) [々 4. 5. 16] 曾我時長周防国美和庄兼行方預所職請文案 (貞治3・12・4(前出)(六)・(31)け二(六)) (端書)「曾我七郎左衛門尉時長請文」 「時長在判」 充所ナシ (書出)「請申 最勝光院御領周防国美和庄内兼行／方預所職事(御奉書)二通之内一通ヲ遣国不<口>之」 (以下墨抹)」 = (31)け二(八)は案文

(12) (暦応2) 2. 2. (828) 真祐書状案 (貞治3・12・4(前出)(八)・(31)け二(八)) 「真祐」→「屋地彦六殿」

(13) [々 2. 2. 〇〇] 周防国美和庄兼行方預所職請文案 (貞治3・12・4(前出)(七)・(31)け二(七)) 差出・充所ナシ 「兼行方建武四年〔破損〕事／合四拾石」

(14) [々 4. ④. 24] 室町幕府引付頭人奉書案 (貞治3・12・4(前出)(九)・(31)け二(九)) (端書)「安威入道」 「修理權大夫判」 「曾我六郎左衛門尉殿」

(15) [々 4. 11. 21] 足利直義裁計状 三四・五×五四・四 1紙 (端裏付箋)「東寺」 「左兵衛督源朝臣(花押)」 充所ナシ (書出)「東寺雜掌光信申周防国美和庄内／兼行方事」

(16) [々 4. 12. 18] (15) A 貞和5・⑥・29 周防国美和庄兼行方文書案(二) = (23)ノ一五(一) (右正文并時長請文正文同在之)、(15) B 貞治3・12・4(前出)(八) = (30)ゐ三七六(料)、(15) C 貞治3・12・4(前出)(五) = (31)け二(五) (安威入道)は案文

(17) [康永元・7月日] (7・4) 東寺雜掌光信重申狀 (康永元・7月日(前出)(一) = (18)さ一三(料)) (端裏書)「東寺雜掌重申狀 康永元夫在判」 →「曾我六郎左衛門尉殿」

(18) [康永元・7月日] (7・4) 東寺雜掌光信重申狀 (康永元・7月日(17)) 三三・九×五二・三 1紙 (2)暦応4・12・18 (16) A 貞治3・12・4(前出)(二) = (31)け二(二) (端書)も案文

(19) [々 4. 11. 21] (17) 東寺雜掌光信重申狀并具書案 (康永元・7月日(17)) 三三・九×五二・三 1紙 (2)暦応4・12・18 (書出)「東寺雜掌光信重申狀」 「裏花押」 35」

(20) [々 4. 11. 25] 周防国守護大内長弘請文案 (貞治3・12・4(前出)(九)・(31)け二(九)) (端書)「守護請文」 「前豊前守長弘裏判」 →「進上 御奉行所」

(21) [々 3. 12. 8] 室町幕府引付頭人奉書 三三・四×五一・四 1紙 「散位(花押)」→「曾我六郎左衛門尉殿」 ホ二三(料)

(22) [貞和5・⑥・29] (21) A 貞治3・12・4(前出)(七) = (30)ゐ三七(七)、(21) B 貞治3・12・4(前出)(九) = (31)け二(九)は案文 (室町幕府引付頭人奉書 三三・一×四七・八 1紙 「伊豆守(花押)」→「上総左馬助殿」 ヒ四七(料)

(23) [々 5. 12. 24] (22) A 貞和5・⑥・29 周防国美和庄兼行方文書案(二) = (奉書案)「曾我六郎左衛門尉事」 = (23)ノ一五(一)、(22) B 貞治3・12・4(前出)(八) = (31)け二(八)は案文 (周防国美和庄兼行方文書案(一) = (22) A 貞治3・12・4(前出)(九) = (31)け二(九)は案文)

(24) [々 5. 12. 24] (A) 二七・七×四二・五 1紙 (端書)「佐々木高氏」 「沙弥(花押)」→「大内豊前權守入道殿」 ホ二五(料)

(25) [貞治3・7・4] (24) A 貞治3・12・4(前出)(八) = (30)ゐ三七(八)、(24) B 貞治3・12・4(前出)(九) = (31)け二(九)は案文 (室町幕府引付頭人奉書案 (貞治3・11月日東寺雜掌光信重申狀并具書案(二) = (27)さ二八(二) 「左近将監在判」→「大内介殿」)

(26) [々 3. 11. 28] (25) A 貞治3・12・4(前出)(九) = (30)ゐ三七(九) (端書)「斯波義高」 「左近將監(花押)」→「大内介殿」 ホ二五(料)

(27) [々 3. 11. 28] 東寺雜掌光信重申狀并具書案 (貞治3・11月日(26)) 三一・六×四七・七 1紙 (2)暦応4・11・21 (端書)「佐々木高氏」 「佐々木高氏」 「斯波義高」 「左近將監(花押)」→「大内介殿」 ホ二五(料)

(28) [々 3. 11. 28] (26) 二九・二×四二・一 1紙 (端書)「雜掌重狀 貞治三・十一月日」 (端裏書)「雜掌重狀 貞治三・十一月日」 (端書)「雜掌者縫殿尤」 = (31)け二(八)は案文 (端裏書)「雜掌者縫殿尤」 = (31)け二(八)は案文

(29) [々 3. 12. 4] 室町幕府引付頭人奉書 三三・四×四九・八 1紙 (端書)「斯波義高」 「左近將監(花押)」→「大内介殿」 ホ二五(料)

(30) [々 3. 12. 4] 東寺雜掌光信重申狀并具書案 (貞治3・11月日(26)) 三一・六×四七・七 1紙 (2)暦応4・11・21 (端書)「佐々木高氏」 「佐々木高氏」 「斯波義高」 「左近將監(花押)」→「大内介殿」 ホ二五(料)

(31) [々 3. 12. 4] (29) 二九・二×四二・一 1紙 (端書)「雜掌ハ縫殿」 「具書同相副了」 「貞治三年」 (端書)「雜掌ハ縫殿」 「具書同相副了」 「貞治三年」

東寺百舌文書における防長関係史料

四  
六

	夕	3	12	4
	周防國美和庄兼行方文書案	二九	一×	六六·四
B)	(9) 〔建武〕3·9·8 (10) 四嘉曆	三	10	11 [4]
	〔欠年〕12·晦 (10A) 六曆志	12	11	21 [15]
B)	(7) 康永 3·12·8 (21A) (8) 貞和 5·12·24 (24A) (9) 貞治 3·12·4 (28B)	紙	嘉曆	正慶
		一	3	2
		六	10	2
		六	11	22

(20)	24	2	19
	(14)	(8) A	(6) 建武
	(5)	4	5
	11	16	(11) 化曆
	21	2	2
	(15) C	(2) 曆	2
		4	2
		12	2
		18	28
		(16) A	(12) 九曆
		(3) 康永元	4
		7	(4)
		4	
	29	(22) B	(2) 貞和
		(3) 貞和	3
	5	12	11
	12	24	25
		(24) B	(2) 康永元
		(2) 貞治	11
		3	25
		7	
		4	

(22B) (文) 貞治 3・12・4 (22C)  
東寺雑掌申状案 三〇・〇×四一・三 1紙  
（端裏書）「兼行方事」 差出・充所ナシ  
（書出）「目安」東寺  
（き二十九科）  
東寺雑掌申状案 三〇・〇×四一・三 1紙  
（端裏書）「兼行方事」 差出・充所ナシ  
（書出）「目安」東寺  
（き二十九科）

(33) [応安6・3・17] 周防国美和庄兼行方名田畠宛行状案 [応安6・8・10周防国美和庄兼行方文書案(一)]<sup>八七六</sup> 差出  
充所ナシ (書出)「満端在判」下 周防国美和庄兼行方

(35) ハ	〔在判下〕周防國美和庄兼行方文書案	〔応安6・8・10(同前)〕	〔(35)ハ七六(二)〕	〔(35)ハ七六(二)〕
〔(35)ハ七六(二)〕	〔(35)ハ七六(二)〕	〔(35)ハ七六(二)〕	〔(35)ハ七六(二)〕	〔(35)ハ七六(二)〕

八七六(一)科(二)科※  
〔至徳4・5・26周防国美和庄石口村吉行五郎衛門田地壳券案

〔<sup>37</sup>（<sup>4</sup>・<sup>5</sup>・<sup>26</sup>）周防国美和庄石口村吉行五郎衛門出拳米借状案〔至徳4・5・26（前出）〕=〔<sup>38</sup>ハ九二（一）〕「石口村吉行五郎衛門」充所ナシ（書出）うり申候田の事」

卷之三

(38) ◇ 4・⑤・26  
郎衛門／在判】充所ナシ（書出）「申上候御すこの米事」  
周防国美和庄石口村吉行五郎衛門田地文書案 一八〇×二九〇  
文一至德3・2・3 (36) 二至德4・⑤・26 (17)  
1紙 (端裏書)「吉行五郎衛門状案

明徳四  
癸酉  
さ七〇  
平井道助書状案  
（端書）「兼行方御代官職所望狀  
平井吹舉狀案

(41) ク 4・7月日  
沓屋成重周防国美和庄兼行方。代官職条々請文 三〇・一×四八・七 1紙 「沓屋帶刀左衛門尉成重(花押)  
4) / 請人祐禪(花押<sup>34)</sup>」 充所ナシ (書出)「請申 東寺御領周防国美和庄内兼行方/御代官職事(御年貢  
每主京者律合賃文内」

(42) ( 4 ) 11 · 24  
〔内藤盛賢〕書案 二九・七×四七・四 一紙 (端書)「表書」  
〔杉彈正忠殿〕 盛賢 「盛源」〔ママ〕判 → 「杉彈正忠殿」  
七二八  
忠殿  
○ ○

(端裏書)「沙弥德雄」  
沙弥德雄語  
上御奉行所  
周防國美和庄兼行方代官皆屋周重年貢請文  
〔查屋鋪後人和庄兼行方代官皆屋周重年貢請文  
三〇・〇×四八・二 1紙 (端裏書)「美和庄兼行之請狀」

(46) ◇ 25 · 12 · 12  
杏屋周重「周重(花押<sup>8</sup>)」→「兎・御奉行所」  
杏屋周重「書状案(折紙)」二六・八×三五・五  
〔書出〕「どうし御ねんく／四十貫文」(折紙ウワ書「〔杏屋周重〕〔備後のやの備後へ首〕おとまるの船頭殿)  
1紙〔端書〕下兵庫使者又三郎「周重判」充所ナシ

④(一  
25) 極・13  
の御かたへ  
脊屋周重書状 三〇・五×九一・五  
2紙 「周重(花押<sup>9</sup>)」→「東寺公文所進之候」  
切封帯アリ 札紙切  
さ 一〇三  
たうち







花押

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| (1) 飯田秀家 年未詳 (55)      | 花 押                    |
| (2) 大内持世 永享4年 (51)     | (6) 同前 年未詳 (59)        |
| (3) 大内義弘 年未詳 (58)      | (7) 同前 年未詳 (10)        |
| (4) (右)沓屋成重 明德4年 (41)  | (8) 淀屋周重 応永21年 (45)    |
| (5) (左) 淀屋成重 明德4年 (41) | (9) 同前 応永25年 (47)      |
| (6) 同前 年未詳 (55)        | (10) 同前 年未詳 (59)       |
| (7) 同前 年未詳 (55)        | (11) 淀屋重正 応永29年 (49)   |
| (8) 淀屋周重 応永21年 (45)    | (12) 神代貞綱 永正5年 (74)    |
| (9) 同前 応永25年 (47)      | (13) 同前 永正8年 (77)      |
| (10) 同前 年未詳 (59)       | (14) 陶賀房 永正8年 (77)     |
| (11) 淀屋重正 応永29年 (49)   | (15) 杉興宣 永正8年 (77)     |
| (12) 神代貞綱 永正5年 (74)    | (16) 杉興重 永正11年 (84)    |
| (13) 同前 永正8年 (77)      | (17) 杉弘國 年未詳 (97)      |
| (14) 陶賀房 永正8年 (77)     | (18) 關田興之 年未詳 (10)     |
| (15) 杉興宣 永正8年 (77)     | (19) 内藤盛世 長禄3年 (64)    |
| (16) 杉興重 永正11年 (84)    | (20) 内藤盛世 長禄3年 (65)    |
| (17) 杉弘國 年未詳 (97)      | (21) 同前 年未詳 (94)       |
| (18) 關田興之 年未詳 (10)     | (22) 同前 年未詳 (95)       |
| (19) 内藤盛世 長禄3年 (64)    | (23) 内藤智得 盛賢 年未詳 (87)  |
| (20) 平井道助 明德4年 (58)    | (24) 同前 年未詳 (88)       |
| (21) 吉田重澄 年未詳 (94)     | (25) 同前 年未詳 (98)       |
| (22) 吉田重澄 年未詳 (94)     | (26) 同前 年未詳 (10)       |
| (23) 吉田重澄 年未詳 (94)     | (27) 内藤弘矩 年未詳 (10)     |
| (24) 吉田重澄 年未詳 (94)     | (28) 弘中武長 永正5年 (74)    |
| (25) 松田貞秀(力) 貞治3年      | (29) (左)祐禪 明德4年 (41)   |
| (26) 松田貞秀(力) 貞治3年      | (30) 安富定範 永享4年 (53)    |
| (27) 松田貞秀(力) 貞治3年      | (31) 吉田重澄 年未詳 (94)     |
| (28) 弘中武長 永正5年 (74)    | (32) 鶯頭力 永周 応永8年 (43)  |
| (29) 氏名未詳 長禄3年 (63裏花押) | (33) 景光 正慶2年 (8)       |
| (30) 鶯頭力 永周 応永8年 (43)  | (34) (左)祐禪 明德4年 (41)   |
| (31) 景光 正慶2年 (8)       | (35) 飯屋宏昭 康永元年 (77裏花押) |
| (32) 鶯頭力 永周 応永8年 (43)  | (36) 松田貞秀(力) 貞治3年      |
| (33) 景光 正慶2年 (8)       | (37) (右)繼昌 裏花押         |